

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 産産予定日の6ヶ月前から届出ができます。産産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

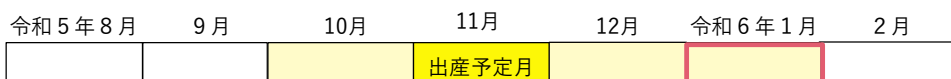
- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、産産予定月（又は産産月）の前月から産産予定月（又は産産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。



※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。産前産後期間の国保税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は産産予定月（又は産産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国保税が軽減されます。



※令和5年11月に産産した場合、令和6年1月相当分の国保税が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

…対象期間

- 国保税が軽減された場合、払いすぎになった国保税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳（産産する方、産産予定日または産産日がわかるページの写し）
産産前：1ページ目（保護者）、4ページ目（分娩予定日）
産産後：1ページ目（保護者・出生届出済証明書）

届出先

十和田市 民生部国民健康保険課 国保税係 TEL 0176-51-6751